

神戸市指定給水装置工事事業者

新規申請のご案内

神戸市の指定給水装置工事事業者として指定を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【申請の流れ】

新規申請書類受付 → 手数料を納付書により金融機関でお支払い → 指定証書、携帯証の発行

【提出書類】

		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者 指定申請書」(様式第1)		○	○	表面と裏面があります。両面とも記入してください。
「機械器具調書」(別表)		○	○	
添付 書類	「誓約書」(様式第2)	○	○	
	「住民票」(原本)	—	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。 本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	○	—	
	「登記事項証明書」(原本)	○	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(様式第3)		○	○	免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

上記申請書とは別に、以下の書類も必要になります。

「工事費還付金口座振込依頼書」	工事の精算時に還付金が生じた場合の振込先となる口座を登録するための申請書です。金融機関の確認印(支店印)が必要になります。
「工事用水道料金・下水道使用料、 竣工図書複写手数料口座振替(口座 振込)依頼書兼申込書」	竣工図書複写手数料等を自動的に振り替える口座を登録するための申請書です。金融機関の受付印(支店印)が必要になります。
「公表事項記入様式」	水道局ホームページ(指定給水装置工事事業者一覧)に掲載する 情報を確認する様式です。
給水装置設計書の閲覧・写し交付申 込書	給水装置設計書の閲覧・写しを交付するための申込書です。必要 事項を記入の上、提出してください。
給水装置設計書管理システム(竣工 図書)パスワード登録申込書	左記のシステムを利用するパスワードを登録するための申込書 です。業者コードのみ空白のまま、提出してください。

【手数料】 15,000円

【申請の受付】

指定の申請は随時受付をしていますが、原則として、毎月末日(当日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その前日)までに受付をしたものは、翌月の月末に指定をしています。

提出いただいた書類に不備等がなければ、手数料の納付書を発行しますので、指定された納期限までにお支払いください。

【提出書類の記入方法】 ※別紙記入例を参照のこと。

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

		法人	個人
表面	「申請者」欄	「登記事項証明書」のとおり記入してください。	「住民票」のとおり記入してください。(字体も)
	「役員」欄	代表取締役から監査役までの役員全部(登記事項証明書に記載されている者全て)を記入してください。	本人の氏名のみ記入してください。
	「事業の範囲」欄	登記事項証明書の「目的」欄※を参考に記入してください。 “その他付帯する工事”では不可。	“管工事業”又は“給排水設備工事業”と記入してください。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入してください。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入してください。(神戸市内である必要や、登録されている必要はありません。)	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と免状の交付番号を記入してください。	

※目的欄には、「土木工事業」等ではなく、「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行うものであることが確認できることが必要です。

2. 「機械器具調書」(別表)

「指定」を受けるには、以下の機械器具を有することが必須条件です。

- | |
|------------------------------|
| イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 |
| ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 |
| ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 |
| ニ 水圧テストポンプ |

これら4種類それぞれの機械器具について、最低1項目を表に記入してください。

種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」と記入してください。

3. 「誓約書」(様式第2)

「誓約書」は、申請が次のいずれにも該当しないことを誓約するものです。1項目でも該当する場合は「指定」を受けることができません。

- | |
|---|
| イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |
| ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 |
| ニ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 |
| ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの |

なお、ニの取消しに関して、指定を取消された業者の代表者だけでなく、役員であった場合も該当するので注意してください。事後に判明した場合は、その時点で指定を取り消すこととなります。

また、他都市で取り消された場合で、その取消しから2年を経過しない者は指定をしない場合があるので注意してください。

4. 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)

指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から14日以内に主任技術者を選任し、届出書を提出することとされていますが(神戸市指定給水装置工事事業者規程第12条)、神戸市では、指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

(注意事項)

- ① 給水装置工事主任技術者は、事業所ごとに選任してください。
- ② 各事業所に複数名を選任することも可能です。
- ③ 免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

5. 「工事費還付金口座振込依頼書」 ※依頼人控用の提出は不要です。

給水装置工事費の精算時に還付金が生じた場合、口座振込をさせていただき口座等を登録するための依頼書です。太線の枠内を記入してください。

(注意事項)

- ① 「口座名義」の欄は、通帳に記載されている名義人と同一のものとしてください。
- ② <振込先金融機関の確認>欄に、振込先金融機関において、「振込先金融機関(口座番号)」および「口座名義」が適正であることの金融機関確認印をもらってください。

6. 「工事用水道料金・下水道使用料、竣工図書複写手数料口座振替(口座振込)依頼書兼申込書」

※依頼人控用の提出は不要です。

この依頼書を提出していただくと、次のことができるようになります。

- ・ 窓口に設置している業者用の給水装置設計書管理システムから交付しました竣工図書の写しに係る手数料を所定の日に所定の口座から自動的に振り替えます。

(注意事項)

- ① 口座は、5. 「工事費還付金口座振込依頼書」で指定した口座と同じものを記入してください。
- ② 「口座名義人」の欄は、通帳に記載されている名義人と同一のものとしてください。
- ③ 「印」は、金融機関への届出印と同一のものにしてください。
- ④ <金融機関受付印>の欄に、受付印をもらってください。

7. 「公表事項記入様式」

水道局ホームページ(指定給水装置工事事業者一覧)に掲載する情報を確認する様式です。事業者名、所在地、電話番号は水道局ホームページ(指定給水装置工事事業者一覧)に掲載します。FAX番号、営業時間、修繕対応可否、事業者講習受講実績については、公表可否を明示してください。不可の場合は、ホームページでは公表せず、水道局の内部資料とします。

【お問い合わせ先】

神戸市水道局配水課(調整担当)

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号

電話：078-341-5606

FAX：078-341-2800

2022.2